

## 総務委員会

### 委員一覧（25名）

委員長	高嶋	良充（民主）	榛葉	賀津也（民主）	二之湯	智（自民）
理事	加藤	敏幸（民主）	武内	則男（民主）	溝手	顕正（自民）
理事	那谷屋	正義（民主）	外山	斎（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	内藤	正光（民主）	長谷川	憲正（民主）	魚住	裕一郎（公明）
理事	河合	常則（自民）	吉川	沙織（民主）	弘友	和夫（公明）
理事	末松	信介（自民）	泉	信也（自民）	山下	芳生（共産）
	梅村	聡（民主）	磯崎	陽輔（自民）	又市	征治（社民）
	加賀谷	健（民主）	岸	信夫（自民）		
	行田	邦子（民主）	世耕	弘成（自民）		

（20.2.1 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案3件（いずれも総務委員長提出）、承認案件1件並びに日本放送協会（NHK）の平成17年度決算及び平成18年度決算の合計13件であった。

内閣提出法律案7件のうち、4件は可決した。なお、3件については、憲法第59条第4項の規定により、衆議院において参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

衆議院提出法律案3件は、いずれも可決した。

承認案件1件並びに日本放送協会（NHK）の平成17年度決算及び平成18年度決算のうち、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の平成18年度決算は、承認又は是認し、日本放送協会（NHK）の平成17年度決算は是認しないものとした。

また、本委員会付託の請願3種類9件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**地方税財政** 地方交付税法等の一部を改正する法律案は、国の平成19年度補正予算（第1号）による国税減額修正に伴い、平成19年度分の地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講じるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額するほか、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合に地方債を起すことができるものとするものであり、衆議院においては、同地方債については、「平成十九年度に限り」起すことができるものとされていたものを、「当分の間、各年度において」起すことができるものとする修正が行われた。

委員会においては、国税の見積もりと実績の間に乖離が生じた理由、交付税特別会計借入金の償還計画の抜本的見直しの必要性、地方交付税の原資が増減した場合の対応の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

国民生活等の混乱を回避するための地方

税法の一部を改正する法律案は、平成20年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律案」の法律としての施行が、平成20年4月1日より後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避するため、平成20年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を、暫定的に平成20年5月31日まで延長しようとするものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における寄附金控除の拡充として、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、道路特定財源については自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、公益法人制度改革に対応した措置等を講じるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方法人特別税等に関する暫定措置法は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとするものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成20年度分の地方交付税の総

額について、地方交付税及び地方一般財源を増額確保し、平成20年度及び平成21年度の交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰延べ現行の償還期間の中で償還計画を見直すとともに、地方交付税の算定内容について、平成20年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正し、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方再生に要する財源を措置するため当分の間の費目として「地方再生対策費」を創設するほか、地方特例交付金法について、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収を補てんするため減収補てん特例交付金を創設しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、地方交付税の算定における地方償還費の増嵩、法人事業税の国税化による地方の自主財政権の侵害、水平的財政調整制度の導入と地方分権改革推進の関係、暫定税率の期限切れ及び地方交付税法改正案未成立が地方財政に与える影響、暫定税率の期限切れに対する国民と首長との意識のギャップ、地方再生戦略における地方再生対策費の位置付け、不要不急の地方道路整備事業に係る調査の実施、真に必要な地方道路整備事業の財源不足に対する国の財源補てん等について質疑が行われたが、衆議院は、憲法第59条第4項に基づき、参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を再議決した。

**地方行政・消防** 地方自治法の一部を改正する法律案は、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関

する規定を整備しようとするものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、地方議会議員の位置付けと報酬の在り方、地方議会の更なる改革の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであり、参議院先議により、地方公共団体における危機管理体制の整備、消防職団員の確保と報酬等の充実、危険物施設等における事故の増加原因と防止対策、緊急消防援助隊の即応体制の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**情報通信** 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加しようとするものであり、衆議院において、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の用途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正が行われた。

委員会においては、電波利用料制度の透明性の確保、免許人等の理解を得られない電波利用料の支出の是正と用途の適正化に向けての対応、電波利用料の算定方法の在り

方と公平負担の実現、地上放送の完全デジタル化へ向けての取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであり、法改正で導入されるオプトイン規制の効果、適切な執行確保のための体制整備とガイドラインの策定、迷惑メール対策における国際連携の強化、青少年の携帯電話利用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における振り込め詐欺事犯の状況にかんがみ、携帯音声通信役務の不正利用の防止を図るため、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課するとともに、携帯電話等の貸与業者について、貸与時における本人確認義務を厳格化した上、その記録の作成及び保存を義務付けるものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、振り込め詐欺等の現状、携帯電話貸与業者の実態と法改正の実効性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**NHK** 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(いわゆるNHK平成20

年度予算)は、収支予算では、一般勘定事業収支では、事業収入6,575億円、事業支出6,472億円、事業収支差金は102億円(債務償還充当33億円・財政安定のための繰越金68億円)とし、事業計画では、放送の公共的役割の追求、地域放送の充実、国際放送による海外への情報発信の強化、地上デジタル放送の普及促進、受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費の削減等に重点を置いている。

委員会においては、公共放送の果たすべき使命と役割、経営委員会と執行部の責務とあるべき関係、訪問集金の廃止により視聴者との接点が減少することへの懸念、経営委員会委員の人選の在り方、放送の不偏不党と国際放送のあるべき姿等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(いわゆる平成17年度NHK決算)及び日本放送協会平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(いわゆる平成18年度NHK決算)は、日本放送協会の平成17年度及び18年度決算であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。平成17年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入6,749億円、経常事業支出6,660億円、差し引き経常事業収支差金88億円、これに経常事業外収支及び特別収支差金を加えた当期事業収支差金は43億円である。平成18年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入6,756億円、経常事業支出6,526億円、差し引き経常事業収支差金229億円、これに経常事業外収支及

び特別収支差金を加えた当期事業収支差金は234億円である。

委員会においては、両件を一括して議題とし、インサイダー取引問題の原因分析と再発防止に向けた今後の取組、番組編成の政治的公平性の確保と国会質問の在り方、NHK経営委員長に求められる姿勢、NHKと子会社等との関係の見直し等について質疑が行われ、討論の後、日本放送協会平成17年度決算は、賛成少数により是認すべきものではないと決定され、日本放送協会平成18年度決算は、多数をもって是認すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

2月6日、自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

3月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について増田総務大臣から所信を聴取し、平成20年度総務省関係予算に関する件について佐藤総務副大臣から、平成20年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成20年度内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、学校用務員が果たす職務の重要性、郵便局ネットワーク維持に向けてのグループ一体経営への意識の薄さの懸念、公立病院改革ガイドラインによる公立病院等の集約後の在り方、道路特定財源の一般財源化に対する総務省の見解、道路特定財源に関する日切れ法案が年度内に

成立しない場合の影響と対応策等の質疑を行った。

また、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成20年度人事院業務概況に関する件について、地方分権改革の今後の見通し及び議論の方向性、地上デジタル放送の施設整備の進捗状況、郵政民営化についての早期見直しの必要性、地方消費税の拡充を含む税制の抜本改革に向けた大臣決意、公立病院等に対する財政支援に関する改革ガイドラインの位置付け、限界集落問題解決のための他省庁との連携についての大臣決意等の質疑を行った。

4月8日、平成20年度地方財政計画に関する件について増田総務大臣から概要説明を聞いた後、谷口総務副大臣から補足説明を聞いた。

4月17日、京都府において、地方行財政に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)、地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)の審査に資するため、現地において意見を聴取するため、4月14日～15日に委員派遣を実施し、その報告を聴取した。

6月5日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地方分権改革推進、地方交付税の在り方、公務員の早期退職慣行の是正、日本郵政グループの業務運営、行政評価の評価手法、地方公共団体に対する人的支援、情報通信省構想、NHK職員の不祥事等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

平成20年2月1日(金)(第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小川淳也君から説明を聞いた。

平成20年2月5日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員原口一博君、同榎屋敬悟君、増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主) 加賀谷健君(民主)

末松信介君(自民) 魚住裕一郎君(公明)  
山下芳生君(共産) 又市征治君(社民)

平成20年2月6日(水)(第3回)

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

- 自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

平成20年3月25日(火)(第4回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について増田総務大臣から所信を聞いた。
- 平成20年度総務省関係予算に関する件について佐藤総務副大臣から説明を聞いた。
- 平成20年度人事院業務概況及び関係予算に関

する件について谷人事院総裁から説明を聞いた。

平成20年3月27日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について増田総務大臣、平井国土交通副大臣、二之湯総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主)、梅村聡君(民主)、  
末松信介君(自民)、河合常則君(自民)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成20年度人事院業務概況に関する件について増田総務大臣、木村内閣府副大臣、平井国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、加賀谷健君(民主)、  
長谷川憲正君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、  
弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年3月28日(金)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長福地茂雄君から説明を聴き、同大臣、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会理事大西典良君、同協会副会長今井義典君、同協会経営委員会委員長職務代行

者多賀谷一照君、同協会理事永井研二君及び同協会理事日向英実君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、行田邦子君(民主)、  
大島九州男君(民主)、吉川沙織君(民主)、  
長谷川憲正君(民主)

平成20年3月31日(月)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会理事日向英実君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会副会長今井義典君、同協会理事永井研二君及び同協会理事大西典良君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

世耕弘成君(自民)、岸信夫君(自民)、  
磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

(閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴いた後、可決した。(衆第7号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

平成20年4月8日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成20年度地方財政計画に関する件について増田総務大臣から概要説明を聴いた後、谷口総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)  
地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣から趣旨説明を聴き、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について谷口総務副大臣から補足説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、吉川沙織君（民主）、河合常則君（自民）、末松信介君（自民）、磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- 委員派遣を行うことを決定した。

平成20年4月10日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、岸信夫君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月17日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- 派遣委員から報告を聴いた。

平成20年4月22日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学法学部政治学科教授 片山善博君

佐賀県多久市長

内閣府地方分権改革推進委員会委員

九州市長会会長代行 横尾俊彦君

立教大学経済学部教授 池上岳彦君

東京大学大学院経済学研究科教授 持田信樹君

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、河合常則君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月24日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣、平井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、外山斎君（民主）、長谷川憲正君（民主）、坂本由紀子君（自民）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年5月13日（火）（第13回）

- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について増田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月15日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について増田総務大臣、新藤経済産業副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君(民主)、吉川沙織君(民主)、  
磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、  
山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)  
(閣法第63号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員石田真敏君から説明を聞いた。

平成20年5月20日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員山口俊一君、同石田真敏君、同原口一博君、同黄川田徹君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事日向英実君、同協会副会長今井義典君、同協会会長福地茂雄君及び同協会理事永井研二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君(民主)、加藤敏幸君(民主)、  
磯崎陽輔君(自民)、世耕弘成君(自民)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年5月22日(木)(第16回)

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)を可決した。
- (閣法第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月27日(火)(第17回)

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法

律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月29日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

外山斎君(民主)、岸信夫君(自民)、魚住  
裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)

(閣法第49号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月5日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革推進に関する件、地方交付税の在り方に関する件、公務員の早期退職慣行の是正に関する件、日本郵政グループの業務運営に関する件、行政評価の評価手法に関する件、地方公共団体に対する人的支援に関する件、情報通信省構想に関する件、NHK職員の不祥事に関する件等について増田総務大臣、山本内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君、同株式会社常務執行役伊東敏朗君、日本放送協会理事日向英実君及び同協会会長福地茂雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、武内則男君(民主)、  
行田邦子君(民主)、長谷川憲正君(民主)、  
末松信介君(自民)、河合常則君(自民)、  
弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年6月10日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。



- 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
以上両件について増田総務大臣、参考人日本放送協会会長福地茂雄君及び会計検査院当局から説明を聴き、増田総務大臣、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会職員の株取引問題に関する第三者委員会委員長久保利英明君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会理事日向英実君、同協会専務理事金田新君、同協会理事八幡恒二君、同協会理事溝口明秀君、同協会理事大西典良君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事玉川寿夫君に対し質疑を行い、討論の後、日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を是認すべきものでないと議決し、日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、加藤敏幸君（民主）、  
岸信夫君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、  
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（NHK平成17年度決算）

賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

（NHK平成18年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、社民  
反対会派 共産

- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理原口一博君、同菅原一秀君、増田総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役米澤友宏君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

内藤正光君（民主）、山下芳生君（共産）、  
又市征治君（社民）

（衆第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 地方自治法の一部を改正する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理原口一博君、同黄川田徹君及び増田総務大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）

（衆第31号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

平成20年6月20日（金）（第21回）

- 請願第1034号外8件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 委員派遣

平成20年4月14日（月）、15日（火）

（地方公聴会）

- 地方行財政に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

高嶋良充君（民主）、加藤敏幸君（民主）、  
那谷屋正義君（民主）、内藤正光君（民主）、  
河合常則君（自民）、末松信介君（自民）、  
梅村聡君（民主）、加賀谷健君（民主）、  
行田邦子君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、  
武内則男君（民主）、外山斎君（民主）

長谷川憲正君(民主) 吉川沙織君(民主)  
磯崎陽輔君(自民) 二之湯智君(自民)  
魚住裕一郎君(公明) 弘友和夫君(公明)  
山下芳生君(共産) 又市征治君(社民)

〔公述人〕

奈良女子大学名誉教授 澤井勝君  
関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西砂千夫君

日本労働組合総連合会京都府連合会会長  
木村幹雄君  
京都府町村会長  
京都府井手町長 汐見明男君

〔質疑者〕

梅村聡君(民主) 磯崎陽輔君(自民)  
弘友和夫君(公明) 山下芳生君(共産)  
又市征治君(社民)

### (3) 委員会決議

#### 自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議

政府は、地方財政制度について、地方の自主性・自立性等をより一層高める観点から、制度の抜本的な改正と運用の改善に努めるとともに、平成十九年度補正予算に関連する地方交付税法等改正案は、地方交付税の原資である国税の減額補正に伴う各地方公共団体からの超過交付額の還付を回避するための措置であることも踏まえ、次の事項について早急な対応を講ずべきである。

- 一、今後、地方交付税の原資となる国税の税収見積もりについては、特に減額による混乱を回避するため、正確性に万全を期すよう、格段の努力を行うこと。
- 二、国税の補正に伴い年度途中で地方交付税総額の変更が生じた場合においても、地方公共団体が自立的かつ安定的に財政運営を行えるよう、地方財政計画及び地方交付税について、制度の趣旨を十分踏まえつつ、抜本的な見直しの検討を進めること。
- 三、交付税特別会計の借入金については、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、速やかな償還に努めること。
- 四、地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、一層の見直しを行うこと。
- 五、地方分権改革においては、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができるよう、事務の義務付け・枠付け、関与の縮小等国と地方の役割分担の徹底した見直し、権限と財源の適正な配分、国と地方を通じた税財政制度の改革を進めること。

右決議する